

確認済証の交付を受けた申請内容から計画を変更する際に使用する書類です。この書類にて変更内容が、計画変更確認、記載事項変更届、又は軽微な変更(計画変更調書による)のいずれかに該当するか判断致します

(第一面)

正 副

計画変更調書

(一財)愛知県建築住宅センター
平成 年 月 日

検査希望	中間検査	年	月	日
年月日	完了検査	年	月	日

工事監理者 氏名 _____

電話番号 _____

印

チェック年月日

確認検査員印

(副本は、受付印を押印し返却)

計画変更確認申請

要・不要

申請書等記載事項変更届

要・不要

工事監理者の自筆であれば、押印は省略出来ます

確認済証番号 第H 確認建築愛建住セ 号

交付年月日 平成 年 月 日

申請者氏名 _____

建築場所 _____

の欄は、指定確認検査機関が記入(建築主は記入しないで下さい。)

- 当初の計画から変更する場合、当調書を指定確認検査機関(財)愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)の窓口へ2部提出してください。
- センターの担当者チェック後に返却された調書(一部)は、計画変更確認申請書、申請書等記載事項変更届または確認申請書(副本)に添付してください。

【注意事項】

- ①軽微な変更の範囲については、建築基準法施行規則第3条の2を参照するとともに、センターの窓口でご相談ください。
- ②手数料の算定に当たっては、建築基準法施行令第10条及び第11条並びに計画変更床面積算定準則を参考にしてください。
- ③工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略できます。
- ④ご不明な点等がありましたら当センターの窓口にお問い合わせください。

変更事項すべてに○をつけて下さい

変更事項

*以下の変更事項のうち、該当する事項のすべてについて「○」をつけてください。

番号	変更事項	番号	変更事項
1	道路幅員、接道長さ	13a	昇降機、定期報告対象の建築設備
2	敷地面積、敷地境界線	13b	その他の建築設備
3	建築物の高さ	14	工作物
4	階数	15	製造、貯蔵、遊戯施設
5	建築面積	16	建築物の位置
6	床面積	17	階段
7	用途の変更	18	柱、はり、けた
8	し尿浄化槽	19	屋根、軒、軒裏、ひさし、天井
9	壁、間仕切壁	20	土台、基礎、基礎杭
10	防火材料	21	小屋組
11	開口部の位置、大きさ	22	斜材
12	天井の高さ	23	その他

(第二面)

第一面・変更事項の該当番号を記入下さい

変更事項の概要

- ※【 】内に変更事項の番号を記入してください。変更事項が3項目をこえる場合は、別に調書を作成してください。
- ※変更前後がわかる図面・資料を添付してください。
- ※軽微な変更と判断する場合、この変更に係るすべての計画の変更が、建築基準関係規定に適合することが明らかであることを示す資料(図面等)も必要です。
- ※変更に係る具体的な内容について以下の枠内に記入し、いずれかの□にチェックしてください。

【 内容	添付資料・図面名称		判定 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 軽微な変更と該当する場合 →規則第三条の二における該当番号を記入 <input type="checkbox"/> 計画変更と該当する場合 →手数料の算定へ	号		
【 内容	添付資料・図面名称		判定 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 軽微な変更と該当する場合 →規則第三条の二における該当番号を記入 <input type="checkbox"/> 計画変更と該当する場合 →手数料の算定へ	号		
【 内容	添付資料・図面名称		判定 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 軽微な変更と該当する場合 →規則第三条の二における該当番号を記入 <input type="checkbox"/> 計画変更と該当する場合 →手数料の算定へ	号		

- センター担当者記入欄

手数料の算定

手数料は、原則として変更に係る部分の床面積の合計の1/2です。また、床面積が算出できない場合は、計画変更床面積算定準則(建設省建築指導課長通達(平成11年4月28日住指発202号))を参考にして、床面積に換算し手数料を算定してください。ただし、変更事項の13a番の手数料は、6,000円(小荷物専用昇降機 6,000円)、14番及び15番の手数料は6,000円です。この場合、床面積の算定は不要です。

※ 変更前の床面積の合計 m^2

	変更事項	手数料算定対象床面積(計算式も含む)	
変更部分			計 <input type="text"/> $m^2 \times 1/2$
			= <input type="text"/> m^2
増築部分			
			計 <input type="text"/> m^2
合計			m^2

確認申請手数料

円

構造計算適合性判定手数料

円

○別表1 規則第3条の2に該当する(軽微な変更)判断について「一の変更」ごとに下表により判断する。

規則第三条の二	変更事項	明らかに軽微な変更と判断できるもの	左記以外で軽微な変更と判断するもの	軽微な変更時の記載事項変更届の要・不要
1-1	敷地に接する道路の幅員	幅員が広がるもの	幅員が測量の微少な誤差により狭くなる場合で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	要
	敷地が道路に接する部分の長さ	—	長くなるもの又は短くなる場合で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	要
1-2	敷地面積、敷地境界線の位置	—	敷地面積が増加する場合で変更後の敷地境界線で囲まれた部分に変更前を包含するもの、又は測量の微少な誤差により減少する場合で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	要
1-3	建築物の高さ	—	低くなるもの、又は施工上の微少な誤差により高くなる場合で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	要
	建築物の地盤面	—	変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	要
1-4	階数	—	減少するもので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	要
1-5	建築面積	—	減少する場合で変更前の建築面積を算定するために用いた線で囲まれた部分が、変更後を包含するもので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	要
1-6	床面積	—	減少する場合で変更前の床面積を算定するために用いた線で囲まれた部分が、変更後を包含するもので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	要
1-7	用途の変更	—	令第137条の17で指定する類似の用途相互間におけるもの	要
	室の用途の変更	—	変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	不要
1-8	構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これらに類するものに限る)の位置の変更	確認申請時に変更に関する予め検討がされており、変更がその範囲内である場合	変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がなく(微少な変動含む)、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するもので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	不要
1-9	構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更	—	建築材料に変更がないこと、強度または耐力が減少しないこと(微少な変動含む)及び施行規則第3条の2第1項第11号の表に定める変更であることが確認できるもので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの	不要

1-10	構造耐力上主要な部分以外の部分である屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更又は位置の変更	施行規則第3条の2第1項第11号の表に定める材料、構造の変更のみで、位置の変更がない場合	位置の変更にかかるもので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	不要
1-11	施行規則第3条の2第1項第11号に定める材料又は構造	施行規則第3条の2第1項第11号に定める材料又は構造の変更	—	不要
1-12	井戸の位置	施行規則第3条の2第1項第12号に定める変更	—	要
1-13	開口部の位置及び大きさ	変更後が変更前を包含するもの(耐力壁にかかるものは除く)	変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの(13号イ～ニにかかることを除く)	不要
1-14	天井の高さ	天井の高さの変更(施行令第21条に抵触しないことを確認する場合に限る)	変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	不要
1-15	建築設備の材料、位置又は能力	能力が低下しないもの	変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	不要
2-1, 2	昇降機・定期報告対象の建築設備	—	耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料に変更するもの。材料、位置又は能力を変更するもの(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く)	不要
3-1, 2, 3, 4, 5	工作物の位置、材料、構造	構造耐力上主要な部分以外の部分施行規則第3条の2第1項第11号に定める材料または構造の変更	築造位置、構造耐力上主要な部分の位置、材料等の変更をするもので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	不要
4-1, 2	製造・貯蔵・遊戯施設の位置、高さ、築造面積	—	高さの減少、築造面積が減少するもので、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	不要

○別表2 施工管理上の微少な施工誤差及び測量誤差等その他、計画の変更には該当しない変更の判断について「一の変更」ごとに下表により判断する。

	変更項目	明らかに軽微な変更と判断できるもの	左記以外で軽微な変更と判断するもの	記載事項変更届の要・不要
1	建築物の位置	—	施工管理上の微少な施工誤差及び測量の微少な誤差による位置の変更で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	要
2	地名地番	分合筆又は換地によるもので敷地の位置形状に変更がないもの	—	要
3	10㎡以内の付属建築物の位置、面積、高さ	—	施工管理上の微少な施工誤差及び測量の微少な誤差による変更で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	要
4	既設建築物の位置、面積、高さ	—	測量の微少な誤差による位置の変更、既設建物の除却等で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	要
5	確認申請を要しない敷地内の工作物	建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	—	要
6	その他(上記以外)	—	施工管理上の微少な施工誤差及び測量の微少な誤差による変更で、変更後の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかかなもの	必要に応じて